

共済契約約款一部改正の新旧対照表

(平成23年6月)

改 正	現 行
<p>(掛金の額)</p> <p>第15条 (変更がないため省略)</p>	<p>(掛金の額)</p> <p>第15条 掛金の月額は、共済契約者が使用している各被共済職員の当該月の次条に規定する掛金基準給与額に1,000分の55(以下「掛金率」という)を乗じて得た額を合計した額とする。ただし、被共済職員が職務に従事しなかったため本俸を支給しなかった月又は65歳に達した日の属する月の翌月以降の月は、その者にかかる掛金は算入しない。</p> <p>2 前項に規定する掛金率は、退職手当共済制度の財政の健全化と掛金の適正化を図るため少なくとも3年ごとに収支の状況の再計算を行ない、財政状態に応じて変更することができる。</p> <p>3 第1項ただし書きによる被共済職員の掛金を算入しない理由が業務にかかる災害若しくは休職・育児休暇等やむを得ない事由により、職務に従事しないものである場合は、共済契約者は遅滞なく共済財団に対し、休職・育児休暇等届(様式9)に事実を証する書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による休職・育児休暇等届を提出している被共済職員が復職し職務に従事した場合は、共済契約者は、遅滞なく共済財団に対し、休職・育児休暇等復職届(様式10)を提出しなければならない。</p> <p>(昭和52.4.1一部改正)(昭和57.4.1一部改正)(平成7.4.1一部改正)</p> <p>(平成17.4.1一部改正)(平成20.4.1一部改正)(平成21.4.1一部改正)</p>
<p>(被共済職員の掛金)</p> <p>第20条 (変更がないため省略)</p>	<p>(被共済職員の掛金)</p> <p>第20条 被共済職員は、第15条に定める掛金のうち、自己にかかる掛金基準給与額に1,000分の26(以下「被共済職員掛金率」という)を乗じて得た額(以下「被共済職員掛金」という)を、被共済職員となった日の属する月から被共済職員でなくなった日の属する月まで負担しなければならない。ただし、第15条第3項の規定により、休職・育児休暇等届を提出した年月又は65歳に達した日の属する月の翌月以降の月はこの限りではない。</p> <p>2 前項に規定する被共済職員掛金率は、第15条第2項の規定により掛金率が変更されたときは、それに準じて変更することができる。</p> <p>3 第1項の規定により計算して得た額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</p>

